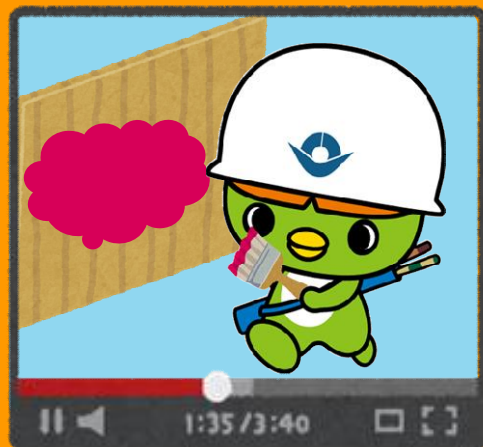


最大**200万円**の助成を受けて

空家再生 インフルエンサー



として**橋本市**で活躍しませんか？

空家再生インフルエンサーとは？

再生過程等のSNSでの配信や
内覧会・見学会の開催など、
自らの空家再生（改修工事）
を通じて他者の空家再生の
きっかけを創出する方



助成金交付の要件は？

- ★空家バンク物件を取得し再生
- ★地域コミュニティ維持・再生の用途*で10年以上活用
- ★月1回以上SNS配信（5年以上）
- ★内覧会等3回以上開催 など

※宿泊施設、交流施設、体験学習施設、創作活動施設、文化施設

助成金の交付金額は？

空家の改修工事費用の2 / 3

上限は**200万円**です

※兼用住宅のように地域コミュニティ維持・再生の用途に供する施設と、その他の施設が併設される場合は、その他の施設の改修工事に要する費用は助成対象外

助成対象の物件は？

すみよし不動産空家バンク
（橋本市空家バンク）により
取得した物件が対象になります。
物件の情報は市のホームページで
公開しています。

橋本市 空家バンク

検索



#空家再生は#橋本市で



橋本市空家再生インフルエンサー助成金 令和8年度交付対象者募集要領(抜粋)

●●助成金額●●

200万円を上限として、改修工事費の2/3を助成。
※助成対象施設と助成対象外施設を併設する場合は
助成対象施設に要する改修工事費のみが助成対象

●●募集件数●●

2件

●●募集期間●●

令和8年4月6日(月)～令和8年5月8日(金)
※期間内に定数に達しなかった場合に限り期間を
延長して申込を随時受け付ける

●●応募要件●●

【空家等の要件】

- 橋本市空家バンク制度要綱第5条第1項の規定に基づき公開された物件を取得した空家等(3親等内の親族間で譲渡されるものを除く)
- 空家再生後、地域コミュニティの維持又は再生に資する施設※¹として10年以上活用される予定である空家等

【申請者の要件】

- 助成金の交付を受けた日より5年以上継続して空家再生インフルエンサーの活動※²を続ける意思があること。
- 助成金の交付決定後当該年度内に改修工事を完了させる意思があること。
- 市町村税の滞納がないこと。
- 暴力団等の反社会的勢力に関係していないこと。

●●応募方法及び提出書類●●

右の二次元コードを読み取り電子フォームから提出。

※添付書類は窓口持参・郵送可(期間内必着)

※添付書類のうち募集期間内に提出できない正当な理由があるものについては、助成対象者選定後令和8年5月29日(木)までの提出可



【添付書類】

- 改修工事費見積書の写し
- 改修工事設計書及び図面等、工事内容確認書類
- 事業計画書等、空家再生後の事業内容確認書類
- 現況写真
- 当該敷地及び建物の登記事項証明書等、取得前後の所有者が確認できる書類
- 戸籍謄本等、取得前後の所有者が3親等内の親族でないことの確認書類
- 市町村税の滞納がないことを証明する書類※³
- 申請者が個人の場合 住民票の写し※³
- 申請者が法人の場合 登記事項証明書※³
- 申請者と所有者が異なる場合 空家再生に関する所有者の同意書
- 空家再生インフルエンサー活動計画書

●●交付対象者決定方法●●

【応募数が募集数以下の場合】

応募者を交付対象者として決定。

【応募数が募集数を超える場合】

以下の順位付による上位者を交付対象者として決定。

(1) 優先取組評点の合計が大きい者を上位者とする。

優先取組対象項目		評点	
対象物件と橋本駅又は高野口駅の距離(徒歩移動) ※グーグルマップによる探索結果	0.5km以下	10点	
	0.5km超え1.0km以下	8点	
	1.0km超え2.0km以下	5点	
橋本市内在住の個人		5点	
令和8年度中に橋本市に移住し5年以上定住しようとする市外在住の個人		5点	
SNS配信計画(5年間) ※本項目の加点を受ける場合は当該計画の取組を交付要件に追加する	YouTube ※5分以上の動画の掲載に限る	月4回以上	12点
		月3回	9点
		月2回	6点
		月1回	3点
	Instagram ※1分以上の動画の掲載に限る	月4回以上	8点
		月3回	6点
		月2回	4点
	TikTok ※1分以上の動画の掲載に限る	月4回以上	8点
		月3回	6点
		月2回	4点
	X ※1分以上の動画の掲載に限る	月4回以上	8点
		月3回	6点
月2回		4点	
Facebook ※1分以上の動画の掲載に限る	月4回以上	4点	
	月3回	3点	
	月2回	2点	
見学会等開催計画 ※本項目の加点は20点を上限とする ※本項目の加点を受ける場合は当該計画の取組を交付要件に追加する	改修工事見学会 ※改修工事期間中の開催に限る	3回以上	9点
		2回	6点
		1回	3点
	改修後内覧会 ※過程等の紹介を含む場合に限る	3回以上	3点
		2回	2点
		1回	1点
	DIY体験会	3回以上	9点
		2回	6点
		1回	3点
	令和7年度空家再生インフルエンサー養成講座受講者		5点

- (1)が同順位の場合は、「DIY体験会」にかかる評点が高い者を上位とする。
- (2)が同順位の場合は、「対象物件と橋本駅又は高野口駅の徒歩移動による距離(グーグルマップによる探索結果)」に近い者を上位とする。
- (3)が同順位の場合は、くじ引きにより上位者を決定する。

●●問合せ先●●

橋本市役所 建設部 建築住宅課 住宅係
TEL:0736-33-1115

※¹ 次のいずれかの施設を指す

・宿泊施設 ・交流施設 ・体験学習施設 ・創作活動施設 ・文化施設

※² 次の全ての活動を指す

・空家再生の過程及び空家再生後の事業の状況をSNS上で毎月1回以上配信
・空家再生の過程の見学会及び空家再生後の内覧会を合計3回以上開催
・市の情報発信等に協力

※³ 申請日以前6月以内のもの